◇**外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令**（政令第三〇四号）（経済産業省）

一　外国為替令の一部改正関係

経済産業大臣の許可を要する取引として、生物兵器の製造装置等の使用に係る技術を提供することを目的とする取引を追加する等所要の改正を行うこととした。（第一七条及び別表関係）

二　輸出貿易管理令の一部改正関係

経済産業大臣の許可を要する輸出として、電力の制御又は電気信号の整流を行う半導体素子等の輸出を追加する等所要の改正を行うこととした。（別表第一関係）

三　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令**（政令第三〇五号）（厚生労働省）

1　雇用保険法等の一部を改正する法律（平成二一年法律第五号）の一部の施行に伴い、私立学校教職員共済法施行令（昭和二八年政令第四二五号）その他の関係政令について所要の規定の整理を行うこととした。

2　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**厚生年金基金令の一部を改正する政令**（政令第三〇六号）（厚生労働省）

1　企業年金連合会が解散する場合における責任準備金相当額の算定の基礎となる予定利率について、年四分一厘に見直すこととした。（第五五条関係）

2　厚生年金基金等に対する政府負担金の支給に伴う過去期間代行給付現価の算定の基礎となる予定利率について、年四分一厘に見直すこととした。（第六〇条の二関係）

3　この政令は、平成二二年四月一日から施行することとした。

◇**無尽業法施行令**（政令第三〇七号）（金融庁）

1　指定紛争解決制度の創設

㈠　銀行法を準用する場合の読替えを定めることとした。（第一条関係）

㈡　苦情処理手続又は紛争解決手続の業務委託ができる他の法律の規定による指定を受けた者として、指定紛争解決制度が創設されたすべての法律上の指定を定めることとした。（第二条関係）

㈢　紛争解決機関に係る指定の要件として、業務規程に異議を有する無尽会社の割合を三分の一以下とすることとした。（第三条関係）

㈣　名称の使用制限の適用除外となる者として、指定紛争解決制度が創設されたすべての法律上の指定を受けた者を定めることとした。（第四条関係）

2　施行期日

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二二年四月一日）から施行することとした。ただし、無尽会社による指定紛争解決機関との契約締結義務等に係る規定は、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二二年一〇月一日）から施行することとした。（附則第一条関係）

◇**金融庁設置法第四条第三号ノに規定する指定紛争解決機関を定める政令**（政令第三〇八号）（金融庁）

1　金融庁設置法第四条第三号ノの規定に基づき、金融庁の所掌事務である検査その他の監督の対象として銀行法等に規定された指定紛争解決機関を定めることとした。（本則関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二一年法律第五八号）の施行の日から施行することとした。

◇**肝炎対策推進協議会令**（政令第三〇九号）（厚生労働省）

1　肝炎対策推進協議会の組織及び運営に関する所要の規定を置くこととした。（第一条～第五条関係）

2　この政令は、平成二二年一月一日から施行することとした。

◇**日本年金機構の設立に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令**（政令第三一〇号）（厚生労働省）

1　関係政令の整備

㈠　厚生年金保険法施行令、国民年金法施行令、健康保険法施行令及び船員保険法施行令等の一部改正関係（第一条～第五条関係）

(1)　厚生労働大臣の権限の財務大臣への委任に関する事項

イ　厚生労働大臣が自ら行うこととした滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を財務大臣に委任することができるとされる事情は、納付義務者が厚生労働省令で定める月数分以上の保険料を滞納していること等とした。

ロ　厚生労働大臣が財務大臣に委任する権限の内容を定めることとした。

ハ　国税庁長官は、財務大臣から委任された権限の全部を国税局長に委任すること、国税局長は必要があると認めるときは、国税庁長官から委任された権限の全部を税務署長に委任すること等を定めることとした。

(2)　機構が行う収納に関する事項

イ　厚生労働大臣が保険料等の収納を機構に行わせることができる場合を定めることとした。

ロ　厚生労働大臣は機構に保険料等の収納を行わせるに当たり、その旨を公示しなければならないこととした。

ハ　機構は、ロの公示があったとき等は、遅滞なく年金事務所の名称及び所在地等を公表しなければならないこととした。

ニ　機構において国の毎会計年度所属の保険料等を収納するのは、翌年度の四月三〇日限りとすることとした。

ホ　その他収納手続に関して所要の規定を定めることとした。

㈡　その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。（第六条～第五九条関係）

2　経過措置

㈠　改正前の国家公務員共済組合法（昭和三三年法律第一二八号）の規定による短期給付等に関し必要な経過措置を設けることとした。（第六〇条～第六三条関係）

㈡　厚生年金保険法施行令（昭和二九年政令第一一〇号）、児童手当法施行令（昭和四六年政令第二八一号）及び厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成一九年政令第三八二号）の一部改正に伴う必要な経過措置を規定することとした。（附則第二条～第四条関係）

㈢　離職時の官職の任命権者が社会保険庁長官であった者については、再就職の内閣総理大臣への届出は、厚生労働大臣を経由して行うこととした。（附則第五条関係）

㈣　罰則の適用について、必要な経過措置を規定することとした。（附則第六条関係）

3　この政令は、日本年金機構法（平成一九年法律第一〇九号）の施行の日（平成二二年一月一日）から施行することとした。